

貨物運送取扱事業法改正の概要

1. 参入規制の緩和・撤廃等

	〔旧法〕	〔改正法〕
(運送取扱事業)	登録制	廃止 ^(*)
(第一種利用運送事業)	許可制	登録制
(第二種利用運送事業)	幹線輸送機関を航空及び鉄道に限定	海運による幹線輸送も対象に追加
(通運計算事業)	届出制	廃止

(*)利用運送と誤認されるおそれのある行為等を禁止し、必要に応じて改善命令で是正。

2. 運賃・料金規制の撤廃

	〔旧法〕	〔改正法〕
(利用運送事業)	事前届出制	事前届出制を廃止 (著しく不適切な運賃・料金は事業改善命令で事後的に是正)

3. その他

- ・法律の題名を「貨物利用運送事業法」に改正
- ・利用運送事業者が行う貨物の荷造り等に関する安全確保を義務付け 等